

平成29年度 定期監査結果（個別事項）に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
2. 監査対象年度 平成29年度4月から8月まで
3. 監査結果報告 平成30年3月9日

所属等	定期監査結果	措置状況
危機管理室	防災センター、防災体験学習コーナーについては、利用の促進に向けて周知するとともに、被災地のパネルや防災グッズを展示するなど市民の防災意識をより一層高めるための工夫をされたい。	防災センター、防災体験学習コーナーの利用促進について、出前トーク等で案内をしています。三重県やみえ防災・減災センターの協力を得て、放映するビデオ等の更新をしていき、リピーターを増やしていきます。
地域活力創生室	産業部と連携し企業情報を発信するなど、積極的なシティプロモーションにより移住定住の取組をさらに進め、地域活力創生を図られたい。	産業部が参画する都市部での観光・物産PRイベント等において、当室も連携することで「移住」についても併せてPRを進めていきます。また、定期的に都市部で開催される移住相談会への出展や、市動画チャンネルの創設など多角的な視点でシティプロモーションに努めます。
環境対策室 (名張市斎場)	斎場で施設管理業務受託事業者が受け取る使用料金については、週2回担当室が回収に行っているが、当該事業者が毎日担当室に届ける体制に変更するなど、事故を発生させないようより安全な現金の取扱方法を検討されたい。	週2回、斎場管理委託者から市金庫に納入し、その都度担当室に報告する体制をとっています。
人権・男女共同参画推進室 (比奈知文化センター・一ノ井市民センター)	運営について、地域にとってより有効な活用が図れるよう十分に協議し、国県の補助金の動向も見据え、指定管理など地域委託について検討を進められたい。	これまで、隣保館運営審議会で彦根市（指定管理）など視察を行いました。指定管理への移行へ向けて施設の全面改修などに多額の出資を要することから、現時点では財政的に困難であると考えます。直営の中での隣保館等の機能強化に努めます。
収納室	税の公平性の観点から収納及び滞納整理の強化については、引き続き努力されたい。	滞納整理においては、文書での督促・催告や窓口等での納税指導、市外滞納者の訪問等により、早期納付を促すとともに、随時、預貯金・給与及び各種保険などの差し押さえを執行します。また高額滞納者については、不動産の差押えや捜索を行い、差押財産の公売を進めるなど、引き続き滞納処分の強化を図っていきます。
課税室	新しく業務の委託を行うにあたっては、費用対効果を十分検証し進められたい。	費用対効果を検証した結果、課税業務委託については来年度も引き続きの検討課題としました。
総合窓口センター	証明業務については、コンビニエンスストアでの証明が増えている状況の中、継続して委託している業務について改めて委託内容を検証されたい。	個人番号カードの導入に伴い、コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスが実施されているが、利用者数には増減があります。そのような中、窓口業務を民間事業者に委託し、技術と創意工夫を活用しながら一層の快適な市民サービスを提供していきます。今後も引き続き、窓口での効率的な運用、利便性の向上を図ることにより、更なる市民サービスの充実に努めています。

所属等	定期監査結果	措置状況
医療福祉総務室	災害時要援護者支援制度の対象者名簿の作成により、地域づくり組織や消防団と連携した見守り支援ネットワークの構築に努められたい。	災害時要援護者支援制度の対象者のうち、同意者の名簿を地域づくり組織へ情報提供し、日常的な見守り支援ネットワークに発展させる取組を推進していただいています。今後も、危機管理担当を含め、地域や消防などの関係機関とさらなる連携を目指して協力していきたいと考えております。
生活支援室	前渡資金から小切手を換金して現金で保護費を支給するにあたっては、チェック体制を整えて対応されたい。	本年6月の定期異動で、庶務係長としての人員配置があり、金銭管理については同職員が責任をもって対応しています。
介護・高齢支援室	市単独事業については、効果を検証し、地域づくり組織が行うサービスとの整合を図るなど一定の整理、見直しを検討されたい。	措置日：平成30年3月31日 事業見直しを行い、老人福祉電話事業を平成29年度をもって廃止しました。
障害福祉室	多岐にわたる事業を実施する中で正確な事務処理が求められるため、適正な人員配置を行われたい。	全庁的に慢性的な人員不足であるが、障害福祉室においても人員不足が続いていたため、増員を要望していたところ、本年度2名の増員となり、時間外の削減や休暇の取得に取り組んでいるところです。また、ミスの防止に向けた、確認作業の時間も設けることができます。
地域包括支援センター	2025年の超高齢社会を見据えた地域福祉教育総合支援システムや基幹となるまちの保健室による地域包括支援センター機能の構築に取り組んでいるが、人件費を中心として多大な経費が必要になることから、簡素で効率的な制度とするとともに、市民にとってわかりやすく利用しやすいものとされたい。	まちの保健室を含む地域包括支援センターが、様々な相談にワンストップで対応できるよう、研修等事業を行っています。
健康・子育て支援室	ファミリー・サポート・センター事業における援助会員については、福祉まちづくりセンターと連携して、その確保や育成に努められたい。	子育て支援員研修を受講し終了した方がボランティア登録しています。その中で平成30年度（11月末現在）はファミリーサポート事業の援助会員に8名の方が登録していただきました。
子ども家庭室	放課後児童クラブについては、4～6年生の受入れが課題となっている。児童の居場所づくりについては、各地区の市民センターや児童館に協力を求めるなど手法を検討されたい。	市民センター等を児童に開放していただいているところもありましたが、平成28年度に交付金を活用して、市民センター等を子どもの居場所となるように、テーブルやサッカーボール等を貸与したところです。児童の放課後等の安心・安全な居場所については、本年9月に発表された「新・放課後子ども総合プラン」に示されているところであり、関係機関との協議を進める必要があります。
保育幼稚園室	待機児童解消加速化プランに続く国の子育て安心プランを踏まえた計画を作成するにあたっては、保育ニーズの推移を的確に見込み対応されたい。	平成30年度には、私立幼稚園・私立保育園から認定こども園にそれぞれ1園が移行し、新たに地域型保育事業所が1箇所開園しました。これまで進めてきた施設整備等により、待機児童数は減少したものの、依然として保育ニーズは高く、低年齢児を中心にニーズに対応しきれていない状況があります。今後、子ども・子育て支援法に基づき、ニーズ調査を行い、2020（平成32）年度を始期とする第2期の子ども・子育て支援事業計画（計画期間5年）を策定することとしており、本計画との整合等を図りながら子育て安心プラン等にも反映していきます。

所属等	定期監査結果	措置状況
子ども発達支援センター	これまでの取組を検証し、学校や医療機関等とのさらなる連携強化に努められたい。	<p>措置日：平成30年3月14日</p> <p>「子ども発達支援センター運営協議会」を年2回開催し、センターの事業内容について協議いただいております。年度末の会議では事業の振り返りと総括、来年度への見直し等を行っています。また、関係機関との連携会議も必要に応じて行っております。今後も引き続き、事業の検証と更なる連携強化に取り組めます。</p>
上下水道部	所管の使用料、分担金等については、公平性の観点から収納強化に努められたい。	委託業者と協力し、未納分については、督促状、催告状の送付、停水などを行いました。困難事案については、随時、収納室と協力し、法的措置等により未納の解消に努めました。
消防本部	本年、火災件数が増加している。市民の生命と財産を守るため、火災予防の啓発に努められたい。	<p>措置日：平成30年3月9日</p> <p>平成29年の火災件数は19件で、28年より7件の増加となりました。対応として、平成30年1月19日に昨年の消防白書を報道資料提供し、新聞報道による啓発を実施しました。2月後半にはFMなばり「マイタウンなばり」で火災予防について広報するとともに、3月の全国火災予防運動にあわせて、市内各区長・自治会長等に対して、火災予防啓發文書を送付して啓発を実施しました。また、住宅防火対策として、12月の地域づくり代表者会議・1月の民生委員児童委員会会議において、住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理について周知を行うとともに、市内全域にパンフレットを回覧配布しました。</p>
農業委員会事務局	新規就農希望者など新たな農業担い手の育成と農地利用最適化の取組の強化に努められたい。	新規就農希望者に対して市農林資源室及び三重県、事務局等で相談業務を行っています。なお、新規就農者が農業経営基盤強化促進法に伴う、利用権設定により農地を借りて耕作する場合は農業委員、推進委員、市農林資源室と面接を行い耕作の現実性、確実性等を確認し、判断をすると共に情報共有を行いました。

平成29年度 財政援助団体等監査結果（個別事項）に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
2. 監査対象年度 平成28年度
3. 監査結果報告 平成30年3月9日

所属等	定期監査結果	措置状況
美旗コミュニティバス運営審議会	職員の賃金については、規程になく不明瞭であるため、その額の根拠や支払時期等を誰もが分かるように規程に定められたい。	現時点で、指摘事項については事務改善で明瞭化を図ったが、未だ規定は定められていません。協議会を監督する立場から、職員の賃金について規程に定めるよう指導し、美旗地域コミュニティバス運営審議会の規約改正での対応を検討すると確認しました。
社会福祉法人名張市社会福祉協議会	名張市が行う地域福祉教育総合支援システムについて、名張市と役割分担を明確にしたうえで連携の強化に向け取り組まれたい。	名張市社会福祉協議会では、市の市域福祉教育総合支援システムとあわせ、名張市民が年齢や状況に問わず、その人の福祉ニーズに応じた適切な支援が受けられる「地域づくり」を推進するため、社協職員を各地域に出向かせ地域住民をはじめとする地域福祉関係団体や社会福祉法人・施設と連携して支え合う体制づくりと実践に取り組む「くらし応援ネットワーク事業」を実施しております。この事業に合わせ、各地域の地域づくり組織と共催して、地域の実情、課題を把握し、その解決に向けた取り組みを協議・検討するための「地域福祉推進懇談会」を開催しています。
社会福祉法人名張市社会福祉協議会	名張市からの補助金も減少傾向にある中、さらに能率的で効率的な運営を行うために経営の視点で財務管理の強化に努められたい。	市の財政状況は充分理解しており、名張市社会福祉協議会においても事業の効率化を図り、経費の削減を行っておりますが、更なる効率的な法人運営に努めていきます。しかしながら、加速する高齢化や社会情勢等により法や制度の狭間で支援が必要となる住民が増加している中で、名張市社会福祉協議会が担うべき新たな業務の発生や既存事業の拡大が想定され、そのための人員投入も必要となることも理解いただきたい。
名張市体育協会	職員の賞与については、支給できることが規則に規定されているが、支給基準等詳細については、規定されていない。誰もが分かるようにある程度の基準を定められたい。	措置日：平成30年5月23日 職員の賞与については、名張市体育協会が、支給基準等詳細について規定したものを作成し、月1回の市民スポーツ室との間での定例会議において確認しました。
長坂営農組合	支出内容について、団体活動と管理業務の仕訳が出来ていないものが見られた。当該施設の指定管理業務は、平成28年度で終了したが、所管室では今後の業務において考慮されたい。	平成29年度及び平成30年度は、当該施設を市直営で運営を行いました。一部業務委託した中では、請負団体に対して、正確で適正な会計処理や、領収書等の整理・保存を徹底して行うよう指導監督しました。また、平成31年度からは、当該施設を普通財産とし、地域運営による民営化を行う予定です。